

判決要旨

【判決日、時間、法廷】

令和5年3月17日 午後2時00分 510号法廷

【事件番号等】

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 国、東京都

【担当部】

東京地方裁判所民事第4部 裁判長裁判官 福田千恵子

裁判官 君島 直之

裁判官 河合 美月

【主文】

- 1 被告東京都は、原告に対し、100万3000円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告東京都に対するその余の請求及び被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の120分の1と被告東京都に生じた費用の60分の1を被告東京都の負担とし、原告及び被告東京都に生じたその余の費用並びに被告国に生じた費用を原告の負担とする。

【事実及び理由の要旨】

〔事案の概要〕

本件は、原告の夫でネパール国籍を有するシン・アルジュン・バハドゥール（以下「アルジュン」という。）が、新宿警察署の留置担当官により約2時間にわたって戒具（ベルト手錠、捕縄、新型捕縄）を用いた身体拘束を受けた後、東京地方検察

庁に護送され、検察官事務取扱検察事務官（以下「検取事務官」という。）による取調べ中に意識を消失して死亡したことに関し、アルジュンが死亡したのは留置担当官及び検取事務官が職務上通常尽くすべき注意義務に違反したためであると主張して、原告が被告らに対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償金6182万7516円及びこれに対する不法行為日である平成29年3月15日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

[争点]

- 1 被告東京都（留置担当官）の行為の国賠法上の違法の有無
- 2 被告国（検取事務官）の行為の国賠法上の違法の有無
- 3 因果関係の有無
- 4 損害の有無・金額
- 5 国賠法6条の憲法及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）違反の有無
- 6 相互保証の有無
- 7 原告の相続による損害賠償請求権取得の有無

[判断の骨子]

- 1 争点1（被告東京都（留置担当官）の行為の国賠法上の違法の有無）について
アルジュンが保護室収容前、留置施設内の居室から出ようとして、制止した留置担当官に強い力で抵抗し、4、5名の留置担当官が居室に戻そうとしても暴れ、居室の扉が閉められない状況となっていたことに照らせば、留置担当官が、アルジュンについて、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律213条1項が定める戒具の使用要件があると判断し、保護室に収容中、約2時間にわたって戒具を使用したことは、その使用方法や医師への意見聴取を含め、違法であるとは認められ

ない。

しかしながら、アルジュンのベルト手錠を外した際には、その両手首から先が赤黒く膨脹しており、戒具の拘束により血流を妨げられ、虚血を生じていることが外見上明らかであった上、留置担当官も、時期はともかくアルジュンを病院に搬送する必要があると判断していたのであるから、被留置者の拘束部位に鬱血等から腫れが生じている場合には必要に応じて病院に搬送する対応をとるべきとの指示教養を受けていた留置担当官としては、アルジュンを速やかに病院に搬送するなどして適切な治療が受けられるように措置を講すべき注意義務があったというべきである。これを怠ったことは、職務上の注意義務に違反したものとして、国賠法上違法である。

2 爭点2（被告国（検取事務官）の行為の国賠法上の違法の有無）について

検取事務官には、アルジュン死亡の予見可能性がなく、注意義務違反は認められない。

3 爭点3（因果関係の有無）について

アルジュンは、戒具の使用又は使用中の同人の行動により、使用部位の筋肉細胞が破壊され、そこから溶出した多量のカリウムが戒具の解除により徐々に血液中に流れ出し、致死量に達したことで心停止するに至った（死因は筋挫滅症候群による高カリウム血症である。）と推認するのが合理的である。

留置担当官がアルジュンの両手首の鬱血を認識したのが午前9時頃であり、同人が心停止となったのは午前11時34分頃であるから、午前9時頃の時点で同人を病院に搬送していれば、腎透析等の措置を行うことにより死亡の結果は回避できたであろうと認められる。したがって、病院搬送義務違反とアルジュンの死亡との間には因果関係が認められる。

4 爭点5（国賠法6条の憲法及び自由権規約違反の有無）について

国賠法6条が外国人による国家賠償請求を相互の保証のある場合に限定しているのは、国際協調主義の理念をもってしても、日本人が受けた被害について当該外

国を相手に損害賠償請求ができない場合にまで、我が国がその外国人の被害に対して損害賠償責任を負わなければならない理由はないという、衡平の観念に基づくものであるから、同条は、その趣旨及び内容において一定の合理性が認められ、憲法及び自由権規約には違反しない。

5 争点6（相互保証の有無）について

ネパールには、公務員が拘禁中の者に加えた苦痛等に対する政府の損害賠償責任を定めた法律（ヤータナ賠償法）があり、外国人にも適用されると解されるから、アルジュンは我が国の国賠法の適用を受ける。

もっとも、当該外国における賠償額が定額であり、かつ、その金額が我が国の賠償額に比して著しく低いことが明らかである場合には、当該外国において日本人が効果の点において実質的に同程度の賠償を受け得るとは認められないから、かかる場合は、国賠法6条の制度趣旨に照らし、当該外国人に対する我が国の国家賠償責任も、当該外国において認められる定額賠償の範囲に限定されると解するのが相当である。そして、ネパールのヤータナ賠償法では賠償額の上限が10万ルピーと規定されているが、実務的取扱いとして100万ルピーまでの賠償を認めた先例が複数あることから、これを限度とすることが相当である。

6 争点4（損害の有無・金額）

100万ルピーを日本円に換算すると、100万3000円である。そして、アルジュンに生じた損害（逸失利益、同人の慰謝料）が上記金額を超えることは明らかであるから、100万3000円が損害として認められる。

7 争点7（原告は相続により損害賠償請求権を取得するか）

ネパールの法律（ムルキ・AIN）及び原告とアルジュンの関係に照らせば、唯一の妻である原告が、アルジュンの被告東京都に対する損害賠償請求権を相続したと認められる。

以上